

奈良県県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号）第十一条第二項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する奈良県西奈良県民センターの施設等及び大淵池公園の公園施設の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

△奈良県西奈良県民センターの利用料金▽

一 施設の利用料金

施設の別	四時間を超える 場合	四時間以内の 場合	備 考
ホール	八、七〇〇円	四、九〇〇円	
第一集会室	三、八〇〇円	二、二〇〇円	
第二集会室	一、九〇〇円	一、一〇〇円	
和室（A）	一、〇〇〇円	六四〇円	
和室（B）	一、〇〇〇円	六四〇円	
ピロティー	九五〇円	六〇〇円	
運動場	九五〇円	六〇〇円	
使用者が次のいずれかに該当するときは、利用料金は、本表に定める額の一・五倍の額とします。			
1 入場料を徴するとき。			
2 入場料に代わる会費を徴収する場合等入場料に相当する金額を徴収したと認められるとき。			

二 設備器具の利用料金

設備器具等の 名称	四時間を超える 場合	四時間以内の 場合	備 考

ピアノ	三、五〇〇円	二、一〇〇円	県民センターの設備器具等以外の物の使用に伴い、電力等を使用したときは、実費相当額を徴収します。
音響装置	一、二〇〇円	七〇〇円	
ビデオデッキ	一、二〇〇円	七〇〇円	

△大洲池公園の利用料金▽

一 体育館の利用料金

種別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
床面積の三分 の一以下の使 用	九〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、四五〇円
床面積の三分 の一を超え二 分の一以下の 使用	一、二〇〇円	一、八〇〇円	三、〇〇〇円	二、一五〇円
床面積の二分 の一を超える 使用	二、四〇〇円	三、六〇〇円	五、九〇〇円	四、三五〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とします。

二 テニスコートの利用料金

種 別	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後七時まで (六月十六日 から八月十五 日までの期間 に限る。)
一 面	六〇〇円	六〇〇円	九五〇円	一時間につき 三六〇円

注 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は、半日単位のための利用を原則とし、コートに空きがある場合等により午前九時から午後五時までの利用を認めます。この場合の午前九時から午後五時までの利用料金は、表の規定にかかわらず、一、二〇〇円とします。